

様式 1

事業報告書
(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 やまもと眼科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市福田町 42 番 3 号

(3) 設立認可年月日 平成 13 年 2 月 26 日

(4) 設立登記年月日 平成 13 年 3 月 12 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 やまもと眼科	長崎県諫早市福田町 42 番 3 号	一般病床 6 床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 11 月 16 日 令和 2 年度決算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 やまもと眼科
 所在地 長崎県諫早市福田町 4 2 番 3 号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和4年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	81,547	I 流 動 負 債	31,909
II 固 定 資 産	87,598	II 固 定 負 債	72,928
1 有 形 固 定 資 産	60,776	負 債 合 計	104,837
2 無 形 固 定 資 産	240	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	26,582	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	54,308
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	64,308
資 産 合 計	169,145	負 債 ・ 純 資 産 合 計	169,145

様式 4-2

法人名 医療法人 やまもと眼科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市福田町4-2番3号

損 益 計 算 書
(自 令和3年10月 1日 至 令和4年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	158,546
2 事業費用	168,928
本来業務事業損失	△ 10,382
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 10,382
II 事業外収益	2,360
III 事業外費用	1,011
経常損失	△ 9,033
IV 特別利益	1,017
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 8,016
法人税等	71
当期純損失	△ 8,087

様式 2

法人名 医療法人 やまもと眼科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市福田町4-2番3号

財 産 目 録

(令和4年 9月30日現在)

1. 資 産 額	169,145 千円
2. 負 債 額	104,837 千円
3. 純 資 産 額	64,308 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	81,547
B 固 定 資 産	87,598
C 資 産 合 計 (A+B)	169,145
D 負 債 合 計	104,837
E 純 資 産 (C-D)	64,308

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 やまもと眼科
理事長 山本 広樹 殿

私は、医療法人やまもと眼科の令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月17日

医療法人 やまもと眼科

監事 坂田 功